

現在、ドイツにおいては企業に対する刑事罰規定の導入が議論されている。しかしながら法人処罰に関するドイツの規定は後進的である。現段階では連邦議会レベルでは法人処罰について審議されていないが、ノルトライン・ウェストファーレン州では、罰金等の刑罰と、補助金の対象除外や団体の解散等の処分を含む草案が作成された。法人処罰との関係で一番問題となるのは責任主義であり、基本法1条1項における人権保障を法人にまで拡張することはできないものの、個別具体的な点については非常に争われており、さらなる議論の展開が望まれている。本講演は、このようなドイツの現状を踏まえ、経済刑法の観点から企業コンプライアンスの意義を論じるものである。

講演者

ロベルト・エッサー氏 ※講演言語:ドイツ語

Prof. Dr. Robert Esser パッサウ大学法学部教授

通訳

内海 朋子 横浜国立大学国際社会科学研究院教授

司会

飯島 暢 法学部教授

**経済刑法におけるコンプライアンスの意義
ードイツにおける現状と今後の展開ー**

**2017.3.22 Wed
15:00 ~ 17:00**

関西大学千里山キャンパス児島惟謙館1階第1会議室
聴講自由・申込不要

お問い合わせ先

関西大学
研究所事務グループ

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35
TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721
E-mail:hogakuken@ml.kandai.jp